

12 任 用

(1) 試験等の概要

地公法第15条は、任用の根本基準として「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定しており、近代的公務員制度の基本理念の一つである成績主義、能力実証主義の原則を強調している。

本市では、人事委員会規則として、職員の任用に関する規則を制定しており、この規則に基づき、職員の採用<別表 1～3、7～20>、昇任<別表 4～6-2、21・22>及び転任<別表 23・24>を行っている。

(2) 採用競争試験及び採用選考の実施状況

ア 第1類採用試験<別表 7～9>

実施状況について、申込者数は3,137人で、受験者数1,946人に対して、合格者数は509人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数753人の増加、受験者数214人の増加、合格者数7人の減少となっており、倍率は3.8倍であった。

このうち、行政職事務は、受験者数1,457人に対して373人の合格者を出し、倍率は3.9倍となっており、また、行政職技術は、受験者数130人に対して77人の合格者を出し、倍率は1.7倍となった。

4月に実施した年度途中採用については、申込者数は337人で、受験者数259人に対して合格者数は25人となり、倍率は10.4倍であった。

12月に実施した追加募集については、申込者数は41人で、受験者数26人に対して合格者数は6人となり、倍率は4.3倍であった。

イ 第2類採用試験<別表 10>

実施状況について、申込者数は528人で、受験者数387人に対して合格者数は59人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数117人の減少、受験者数93人の減少、合格者数は増減なしとなっており、倍率は昨年度の8.1倍から6.6倍に低下した。

ウ 免許資格職採用試験<別表 11、12>

実施状況について、第1次試験6月実施分は、申込者数は317人で、受験者数248人に対して合格者数は53人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数1人の増加、受験者数4人の減少、合格者数4人の減少となっており、倍率は昨年度の4.4倍から4.7倍に上昇した。

第1次試験9月実施分は、申込者数は80人で、受験者数56人に対して合格者数は2人となり、倍率は28.0倍であった。

エ 職務経験者採用試験<別表 13、14>

実施状況について、申込者数は578人で、受験者数418人に対して合格者数は54人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数10人の減少、受験者数6人の減少、合格者数3人の増加となっており、倍率は昨年度の8.3倍から7.7倍に低下した。

4月に実施した年度途中採用については、申込者数は301人で、受験者数246人に対して合格者数は31人となり、倍率は7.9倍であった。

オ 就職氷河期世代採用試験<別表 15>

実施状況について、申込者数609人で、受験者数373人に対して合格者数は11人となった。

これは、昨年度と比べると、申込者数 46 人の減少、受験者数 56 人の減少となっており、倍率は昨年度の 42.9 倍から 33.9 倍に低下した。

カ 障害者を対象とした採用選考＜別表 16＞

実施状況について、申込者数 160 人で、受験者数 114 人に対して合格者数は 7 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 23 人の減少、受験者数 31 人の減少、合格者数 1 人の減少となっており、倍率は昨年度の 18.1 倍から 16.3 倍に低下した。

キ 採用選考（人事委員会分）＜別表 17＞

実施状況について、行政職をはじめ 3 職種について 9 回実施し、受験者数 14 人に対して合格者数は 14 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数 5 人の増加、合格者数 5 人の増加となった。

ク 採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員以外））＜別表 18＞

実施状況について、医事職をはじめ 7 職種について 16 回実施し、受験者数 734 人に対して合格者数は 105 人となった。すべて任期の定めのない職員に係る採用選考であり、昨年度と比べると、受験者数は 318 人の減少、合格者数 26 人の減少となった。

ケ 採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員））＜別表 19＞

実施状況について、採用選考は 1,567 回実施し、当初受験者数 13,394 人に対して合格者数は 11,433 人となった。

コ 採用選考（人事委員会承認分）＜別表 20＞

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条の規定に基づく、任期を定めた採用に関する承認件数は 5 件となり、同法第 7 条の規定に基づく、任期の更新に関する承認件数は 9 件となった。また、同法第 8 条の規定に基づく、他の職への任用に関する承認件数は 0 件であった。

(3) 昇任選考等の実施状況

ア 消防職係長昇任選考・係長転任試験＜別表 21＞

一般消防と航空消防とを併せて、受験者数 219 人に対して最終合格者数は 35 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数 36 人の減少、最終合格者数は 5 人の増加となっており、倍率は昨年度の 8.5 倍から 6.3 倍に低下した。

イ 係長昇任選考・係長転任試験＜別表 22＞

係長昇任選考と係長転任試験とを併せて、受験者数 857 人に対して最終合格者数は 220 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数 95 人の減少、最終合格者数は 4 人の増加であり、倍率は昨年度の 4.4 倍から 3.9 倍に低下した。

このうち、行政職事務は、受験者数 328 人に対して最終合格者数は 120 人、倍率 2.7 倍となった。

(4) 転任試験及び転任承認の実施状況

ア 転任試験＜別表 23＞

採用競争試験と併せて実施している分をみると、申込者数は 73 人で、受験者数 71 人に対して合格者数は 5 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 3 人の減少、受験者数 1 人の増

加、合格者数 4 人の減少となった。

イ 転任承認＜別表 24＞

申請者数 5 人に対して承認者数は 5 人となり、昨年度と比べると、申請者数、承認者数ともに 1 人の減少となった。

(5) 条件付採用期間の延長

職員の任用に関する規則第 38 条の規定に基づき、人事委員会が行った条件付採用期間の延長に関する決定件数は 0 件となった。

＜別表 1＞試験実施日程

試験の 種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日				
					試験日	結果発表日						
第1類	事務	行政 A	4/19 (火)	インターネット及び 郵送申込 4/21(木) } 5/9(月)	6/19(日)	6/29(水)	(行政 A・ 行政 B・消防)	8/16(火)				
		行政 A (自己 P R)					〈個別面接①〉 7/7(木) } 7/18(月)					
		行政 B					〈個別面接②〉 7/26(火) } 8/10(水)					
		情報										
		社会福祉										
		心理										
	技術	土木										(行政 A (自己 P R))
		建築										〈個別面接①〉 7/7(木) } 7/18(月)
		機械										〈個別面接②〉 7/26(火) } 7/31(日)
		電気										(上記以外)
		造園										7/21(木) } 8/2(火)
	研究	機械										
		電子										
		薬学										
	学校事務											
	消防											

試験の 種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
				試験日	結果発表日		
第1類 (年度途中 採用)	行政 A	3/22(火)	インターネット及び 郵送申込 3/22(火) } 4/11(月)	4/24(日)	5/6(金)	<個別面接①> 5/14(土) 5/15(日) <個別面接②> 5/28(土) 5/29(日)	6/3(金)

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第1類 (追加募集)	技術	土木	10/28(金)	インターネット及び 郵送申込 10/31(月) ～ 11/21(月)	12/4(日)	12/16(金)	令和5年 1/12(木)	令和5年 1/25(水)
		建築						
		電気						

試験の 種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第2類	事務	行政A	6/21(火)	インターネット及び 郵送申込 7/5(火) ┃ 8/1(月)	9/25(日)	10/4(火)	10/24(月) ┃ 10/31(月)	11/10(木)
	技術	土木						
		建築						
		機械						
		電気						
	学校事務							
	消防							

試験の 種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
				試験日	結果発表日		
免許 資格職 (第1次 試験 6月 実施分)	衛生	4/19(火)	インターネット及び 郵送申込 4/21(木) ゝ 5/9(月)	6/19(日)	6/29(水)	(衛生・ 獣医・管理 栄養) 7/21(木) ゝ 8/2(火)	(衛生・ 獣医・管 理栄養) 8/16(火)
	獣医						
	保育Ⅰ					(保育Ⅰ・ 保育Ⅱ) 8/20(土) 8/21(日)	(保育 Ⅰ・保育 Ⅱ)
	保育Ⅱ					8/27(土) 8/28(日)	
	管理栄養						9/8(木)

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
				試験日	結果発表日		
免許 資格職 (第1次 試験 9月 実施分)	司書	6/21(火)	インターネット及び 郵送申込 7/5(火) ～ 8/1(月)	9/25(日)	10/4(火)	10/24(月) ～ 10/31(月)	11/10(木)

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
職務 経験者	事務	行政 A	6/21(火)	インターネット及び 郵送申込 7/5(火) ＼ 8/1(月)	試験日 9/25(日) 結果発表日 10/4(火)	試験日 10/22(土) 10/23(日) 10/29(土) 結果発表日 11/2(水)	試験日 11/19(土) 11/20(日)	12/9(金)
		社会福祉						
	技術	土木						
		建築						
		機械						
		電気						
	学校事務							
	保育 I						試験日 10/29(土)	—

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
職務 経験者 (年度途 中採用)	事務	行政A	3/22(火)	インターネット及び 郵送申込 3/22(火) ～ 4/11(月)	試験日 4/24(日) 結果発表日 5/6(金)	試験日 5/14(土) 5/15(日) 結果発表日 5/24(火)	試験日 5/28(土) 5/29(日)	6/3(金)
	技術	土木						
		建築						
		電気						

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
就職 氷河期 世代	行政A	6/21(火)	インターネット及び 郵送申込 7/5(火) ～ 8/1(月)	試験日 9/25(日) 結果発表日 10/4(火)	試験日 10/18(火) ～ 10/21(金) 結果発表日 11/2(水)	試験日 11/15(火) ～ 11/18(金)	12/9(金)

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
障害者 を対象 とした 採用 選考	行政A	8/16(火)	インターネット及び 郵送申込 8/18(木) ～ 9/6(火)	試験日 10/16(日) 結果発表日 10/26(水)	試験日 11/5(土) 結果発表日 11/16(水)	試験日 11/26(土)	12/9(金)
	学校事務						

<別表 2-1> 第 1 類採用試験受験資格(第 1 次試験 6 月実施分及び追加募集)

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)及び(2)の要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当すること - ア 平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 - イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者（令和5年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める者 (2) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
情報	申込時に次の試験のいずれかに合格済の者 ・ 基本情報技術者試験 ・ 応用情報技術者試験 ・ ITストラテジスト試験 ・ システムアーキテクト試験 ・ プロジェクトマネージャ試験 ・ ネットワークスペシャリスト試験 ・ データベーススペシャリスト試験 ・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ ITサービスマネージャ試験 ・ 情報処理安全確保支援士試験 ・ システム監査技術者試験

心理	次のいずれかに該当する者 ・学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又は令和5年3月末までに卒業する見込みの者 ・公認心理師となる資格を有する者又は令和5年3月末までに取得する見込みの者 ・学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて修了した者又は令和5年3月末までに修了する見込みの者 ・外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又は令和5年3月末までに卒業する見込みの者
消防	日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす者 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。 ・矯正視力が両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力が左右とも正常であること ・その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

<別表 2-2> 第 1 類採用試験受験資格(年度途中採用)

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)及び(2)の要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当すること - ア 平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 - イ 平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者（令和4年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める者 (2) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

<別表 2-3> 第 2 類採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)及び(2)の要件を満たすこと (1) 平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者を除く。 (2) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

消防	日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす者 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。 ・矯正視力が両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力が左右とも正常であること ・その他消防官としての職務遂行に支障のないこと
----	---

<別表 2-4> 免許資格職採用試験受験資格（第 1 次試験 6 月実施分及び 9 月実施分）

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)及び(2)の要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当すること ア 平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（ただし、獣医区分は、昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。保育Ⅰ・保育Ⅱ・司書区分は、平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者） イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者（令和5年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める者（保育Ⅰ・保育Ⅱ・司書区分を除く。） (2) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
衛生 獣医	食品衛生監視員の任用資格を有する者、又は令和5年3月末までに有する見込みの者
保育 Ⅰ・Ⅱ	保育士の資格を有する者、又は令和5年3月末までに有する見込みの者
管理栄養	管理栄養士の免許を有する方、又は令和5年3月末までに実施される管理栄養士国家試験により同免許を取得見込みの者
司書	司書の資格を有する者、又は令和5年3月末までに有する見込みの者

<別表 2-5>職務経験者採用試験受験資格（第1次試験9月実施分）

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和38年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 (2) 直近10年（平成24年7月1日から令和4年6月30日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある者 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (3) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
社会福祉	令和4年6月30日以前に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している者
土木	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者
建築	令和4年6月30日以前に、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士試験に合格している者 (2)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者
機械 電気	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する者
保育Ⅰ	(2)について、「保育所等（※）」における保育士としての職務経験を有する者 （※）「保育所等」とは、次の施設とする。 ・ 保育所や児童養護施設をはじめとする児童福祉施設 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める認定こども園 ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童の一時保護施設 ・ 児童福祉法に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う事業所

<別表 2-6>職務経験者採用試験受験資格（年度途中採用）

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和37年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 (2) 直近10年（平成24年3月1日から令和4年2月28日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある者 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (3) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
土木	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者
建築	令和4年2月28日以前に、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士試験に合格している者 (2)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者
電気	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する者

＜別表 2－7＞就職氷河期世代採用試験受験資格

試験区分	受験資格
行政 A	次の(1)及び(2)の要件を満たすこと (1) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 (2) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

＜別表 2－8＞障害者を対象とした採用選考受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和52年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方 (2) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方 なお、下記の手帳等は受験申込日及び各試験日において有効であることが必要 - ア 身体障害者手帳 - イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳（愛護手帳等） - ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 - エ 精神障害者保健福祉手帳 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

＜別表 3＞試験内容

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験
第1類	事務	行政 A	教養試験 <行政 A・情報・学校事務・消防> 択一式、150分 知識分野:25問必須解答 知能分野:25問必須解答 <行政 A (自己 P R)・土木・建設・機械・電気> 択一式、75分、60問必須解答 <行政 B・研究・社会福祉・心理・造園> 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験(行政 A・行政 A (自己 P R)・情報・学校事務・消防を除く。) <行政 B> 択一式、150分、80問中40問選択解答 <研究> 択一式、60分、20問必須解答 <行政 B・研究以外> 択一式、120分、40問必須解答	口述試験 個別面接 プレゼンテーション (行政 A (自己 P R)のみ) 専門面接 (研究のみ) 論文試験 体力検査(消防のみ) 身体検査(消防のみ)
		行政 A (自己 P R)		
		行政 B		
		情報		
		社会福祉		
		心理		
	技術	土木		
		建築		
		機械		
		電気		
		造園		
	研究	機械		
		電子		
		薬学		
		学校事務		
		消防		
第1類 (年度途中採用)	事務	行政 A	教養試験 択一式、120分、40問必須解答	口述試験 個別面接 論文試験
第1類 (追加募集)	技術	土木	教養試験 択一式、75分、60問必須解答 専門試験 択一式、120 分、30 問必須解答	口述試験 個別面接 論文試験
		建築		
		電気		

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験
第2類	事務	行政 A	教養試験 <行政 A・学校事務・消防> 択一式、150分 知識分野:25問必須解答 知能分野:25問必須解答 <技術> 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 <技術> 択一式、120分、40問必須解答	口述試験 個別面接 作文試験 体力検査(消防のみ) 身体検査(消防のみ)
	技術	土木		
		建築		
		機械		
		電気		
		学校事務		
		消防		

試験の種類	試験区分	第1次試験	第2次試験
免許資格職 (第1次試験 6月実施分)	衛生	教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 <保育Ⅰ・Ⅱ以外> 択一式、120分、40問必須解答 (ただし、衛生は一部選択解答) <保育Ⅰ・Ⅱ> 択一式、90分、30問必須解答	口述試験 個別面接 論文試験 ピアノ実技 (保育Ⅰのみ)
	獣医		
	保育Ⅰ		
	保育Ⅱ		
	管理栄養		
免許資格職 (第1次試験 9月実施分)	司書	教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 択一式、120分、40問必須解答	口述試験 個別面接 作文試験

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験	第3次試験
職務経験者	事務	行政A	教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答	口述試験 個別面接	口述試験 個別面接 プレゼンテーション 論文試験
		社会福祉			
	技術	土木			
		建築			
		機械			
		電気			
	学校事務				
	保育Ⅰ		教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 択一式、60分、20問必須解答	実技面接 個別面接 ピアノ実技	—
職務経験者 (年度途中採用)	事務	行政A	教養試験 択一式、120分 知識分野・知能分野:40問必須解答	口述試験 個別面接	口述試験 プレゼンテーション 論文試験
	技術	土木			
		建築			
		電気			

試験の種類	試験区分	第1次試験	第2次試験	第3次試験
就職氷河期 世代	行政A	教養試験 択一式、90分 知識分野：15問必須解答 知能分野：15問必須解答	口述試験 個別面接	口述試験 個別面接 作文試験

試験の種類	試験区分	第1次試験	第2次試験	第3次試験
障害者を 対象とした 採用選考	行政A	教養試験 択一式、85分 知識分野・知能分野：25問必須解答	面接試験①	面接試験② 作文試験
	学校事務			

<別表4>昇任選考の方法及び受験資格等

任用段階	係長段階
職 種	医事職以外の職種
方 法	原則として、筆記試験(第1次試験及び第2次試験)(別表6-2参照)、口述試験(第2次試験)、経歴、人事評価についての書面審査
実施時期	人事委員会がそのつど定める。
受験資格	1 令和4年6月時点において職員昇任基準年数を満たしていること。(別表5参照) 2 人事評価の結果が良好であること。 3 令和5年3月31日現在において、年齢60歳でないこと。 4 昇任選考実施の日において休職(在籍専従職員の休職を除く。)又は停職中でないこと。 5 消防職に属する職員のうち、消防吏員の階級等に関する規則に定める消防士長の階級又は消防士の階級にある者でないこと。 6 その他 (係長段階への昇任選考に係る資格要件(医事職以外の職種)については別表6-1参照)

<別表5>職員昇任基準年数

職 種	学歴区分	係員段階在職年数
行政職、消防職、保育職、司書職、学芸職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職、学校事務職	大 学 卒	5 年
	短 大 卒	7 年
	高 校 卒 以 下	9 年
薬剤職、獣医職	大 学 卒	3 年
清掃職、動物飼育職、水道業務職、運輸職、守衛職	—	9 年

(注) 係員段階在職年数の欄に掲げる数字は、職種ごとに係長段階の職へ昇任するために必要とされる最短の在職年数を示す。

＜別表 6－1＞種別及び資格要件

種 別	資 格 要 件
コースⅠ	・係長昇任選考の受験資格を有する者(別表 4 参照、以下同じ。)のうち、他のコースに該当しない者 ・係長転任試験^(注1)を受けようとする者
コースⅡ	係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和 5 年 3 月 31 日現在、年齢 40 歳以上である者
コースⅢ	係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和 4 年 6 月 1 日現在、別に任命権者が定める副係長として 2 年以上従事する者
コースⅣ	係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和 5 年 3 月 31 日現在、年齢 40 歳以上かつ勤続 17 年以上の者 ^(注2)

(注)1. 係長転任試験とは、職員が現に属する職種以外の職種の係長の段階の職へ任命されるための試験をいい、係長昇任選考と同時期に実施している。

(注)2. 消防職においては、別に任命権者が定める副係長の職にある者又は消防吏員の階級等に関する規則に定める消防司令補の階級に 10 年以上在職していることを要する。

＜別表 6-2＞筆記試験の内容等

1 行政職(事務)、水道業務職、守衛職、学校事務職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 10 問	30 問	択一式	90 分	300 点
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 10 問				
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 10 問				
	市政等に関 する 論 文	係長として必要な市政等に関する 一般的知識		1 問		記述式	60 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	係長として必要な管理監督に関す る知識		1 問		記述式	60 分	150 点

イ コースⅡ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心 とする	約 7 問	20 問	択一式	60 分	300 点
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 6 問				
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 7 問				
	市政等に関 する 論 文	係長として必要な市政等に関する 一般的知識		1 問		記述式	60 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	係長として必要な管理監督に関す る知識		1 問		記述式	60 分	150 点

ウ コースⅢ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第1次 試 験	市政等に関 する論文	係長として必要な市政等に関する 一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次 試 験	管理監督 論文	係長として必要な管理監督に関す る知識		1問		記述式	60分	150点

エ コースⅣ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第1次 試 験	管理監督 論文	係長として必要な管理監督に関す る知識		1問		記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第2次 試 験	管理監督 論文	係長として必要な管理監督に関す る知識		1問		記述式	60分	150点

2 行政職（技術）、保育職、司書職、学芸職、薬剤職、獣医職、栄養指導職、衛生職、清掃職、運輸職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法 制 度 等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	20 問	択一式	60 分	100 点
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 6 問				
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 7 問				
	専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 4 問		記述式	90 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

イ コースⅡ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	100 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 4 問		記述式	90 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

3 医療技術職、看護保健職、動物飼育職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法 制 度 等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	50 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 5 問		記述式	120 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

イ コースⅡ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	50 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 5 問		記述式	120 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問	記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	150点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	150点

4 消防職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分	
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	20 問	択一式	60 分	20 点	
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 6 問					
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 7 問					
	専門的知識	選考等を行う職種細分における専門的知識			約 4 問		記述式	90 分	40 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識			1 問		記述式	60 分	100 点

イ コースⅡ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	20 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考等を行う職種細分における専門的知識		約 4 問		記述式	90 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1 問		記述式	60 分	100 点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	消防行政に関する論文	係長として必要な消防行政に関する一般的知識		1問		記述式	60分	60点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	50点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

＜別表 7＞第 1 類採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
事務	行政 A	940 人	577 人	329 人	121 人	4.8 倍
	行政 A (自己 P R)	432	290	99	41	7.1
	行政 B	910	512	385	172	3.0
	情 報	11	5	4	2	2.5
	社会福祉	86	55	37	26	2.1
	心 理	36	18	13	11	1.6
技術	土 木	107	48	36	30	1.6
	建 築	44	28	24	22	1.3
	機 械	35	23	18	12	1.9
	電 気	34	24	18	8	3.0
	造 園	10	7	7	5	1.4
研究	機 械	0	－	－	－	－
	電 子	3	3	2	2	1.5
	薬 学	13	9	6	1	9.0
学校事務		89	61	5	1	61.0
消 防		387	286	135	55	5.2
計		3,137	1,946	1,118	509	3.8

＜別表 8＞第 1 類採用試験（年度途中採用）

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
行政 A	337 人	259 人	87 人	25 人	10.4 倍

＜別表 9＞第 1 類採用試験（追加募集）

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
技術	土 木	20 人	12 人	6 人	2 人	6.0 倍
	建 築	9	7	5	3	2.3
	電 気	12	7	4	1	7.0
計		41	26	15	6	4.3

＜別表 10＞第 2 類採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
事務	行政 A	121 人	81 人	27 人	11 人	7.4 倍
技術	土 木	31	27	20	15	1.8
	建 築	5	2	2	1	2.0
	機 械	5	4	4	2	2.0
	電 気	9	8	8	3	2.7
学校事務		21	12	6	1	12.0
消 防		336	253	48	26	9.7
計		528	387	115	59	6.6

＜別表 11＞免許資格職採用試験（第 1 次試験 6 月実施分）

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
衛 生	36 人	20 人	13 人	10 人	2.0 倍
獣 医	9	6	6	5	1.2
保 育 I	198	174	103	34	5.1
保 育 II	15	13	8	1	13.0
管理栄養	59	35	7	3	11.7
計	317	248	137	53	4.7

＜別表 12＞免許資格職採用試験（第 1 次試験 9 月実施分）

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
司 書	80 人	56 人	6 人	2 人	28.0 倍

＜別表 13＞職務経験者採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
事務	行政 A	390 人	276 人	176 人	55 人	26 人	10.6 倍
	社会福祉	37	26	26	13	7	3.7
技術	土 木	22	14	14	11	9	1.6
	建 築	7	4	4	3	1	4.0
	機 械	14	13	12	7	4	3.3
	電 気	8	6	5	5	2	3.0
学校事務		84	64	7	2	1	64.0
保 育 I		16	15	7		4	3.8
計		578	418	251	96	54	7.7

＜別表 14＞職務経験者採用試験（年度途中採用）

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
行政 A	277 人	225 人	134 人	49 人	25 人	9.0 倍
土木	11	9	9	8	3	3.0
建築	2	2	1	1	1	2.0
電気	11	10	10	4	2	5.0
計	301	246	154	62	31	7.9

＜別表 15＞就職氷河期世代採用試験

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
行政 A	609 人	373 人	124 人	30 人	11 人	33.9 倍

＜別表 16＞障害者を対象とした採用選考

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
行政 A	149 人	104 人	47 人	11 人	6 人	17.3 倍
学校事務	11	10	7	3	1	10.0
計	160	114	54	14	7	16.3

＜別表 17＞採用選考（人事委員会分）

職 種	職種細分（又は詳細）	受験者数	合格者数	選考回数
行政職	（住宅都市局長）	1 人	1 人	1 回
	（言語聴覚士）	2	2	1
	（国への割愛派遣者）	1	1	1
	（総務局付主幹）	1	1	1
	（技師）	1	1	1
消防職	航空消防	6	6	2
医事職	医師	2	2	2
計		14	14	9

＜別表 18＞採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員以外））

任命権者	採用を必要とする職		受験者数	合格者数	選考回数
	職 種	職種細分 (又は詳細)			
市 長	医事職	医師	5 人	5 人	2 回
	医療技術職	歯科衛生士	16	2	1
	看護保健職	保健師	66	24	1
	清掃職	清掃業務	91	13	2
	労務職	—	51	6	3
教育委員会	学芸職	学芸員	36	3	1
	労務職	—	96	11	2
交通局長	運輸職	運輸業務	373	41	4
計			734	105	16

＜別表 19＞採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員））

任命権者	受験者数	合格者数	選考回数
市 長	6,698 人	5,365 人	1,151 回
市 会 議 長	10	4	1
教 育 委 員 会	5,144	4,646	275
選挙管理委員会	1,193	1,191	88
消 防 長	105	38	19
上下水道局長	160	125	14
交 通 局 長	84	64	19
計	13,394	11,433	1,567

<別表 20>採用選考（人事委員会承認分）

採用／ 任期の更新	任命権者	職 種	申請件数	延人数	承認者数	承認回数
採用	市 長	行政職 (任期付職員)	2 件	2 人	2 人	2 回
		医事職 (任期付職員)	1	1	1	1
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	2	32	32※1	2
任期の更新	市 長	行政職 (任期付職員)	5	5	5	5
		医事職 (任期付職員)	2	2	2	2
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	2※2	78	78	2

※1 内 18 人は補欠承認

※2 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを一括申請。

<別表 21>消防職係長昇任選考・係長転任試験

種別	コースⅠ			コースⅡ			コースⅢ			コースⅣ			計		
合格者 数等	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率
区分	A (人)	B (人)	A/B (倍)	C (人)	D (人)	C/D (倍)	E (人)	F (人)	E/F (倍)	G (人)	H (人)	G/H (倍)	I (人)	J (人)	I/J (倍)
一般消防	92	15	6.1	84	13	6.5	2	1	2.0	41	6	6.8	219	35	6.3
航空消防	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	92	15	6.1	84	13	6.5	2	1	2.0	41	6	6.8	219	35	6.3

(注)1. 受験者数とは第1次試験受験者数を、合格者数とは最終合格者数をいう。

2. 第1次試験……………令和4年7月1日実施、令和4年8月9日合格者発表

3. 最終合格者発表……………令和4年9月2日

＜別表 22＞係長昇任選考・係長転任試験

合格者数等 職種（区分）		コースⅠ					コースⅡ				
		受験者数 A (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 B (人)	合格倍率 A/B (倍)	受験者数 C (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 D (人)	合格倍率 C/D (倍)
行政職	事務	232 (15)[7]	83 <2>	100 (12)[7]	94 (12)[7]	2.5	55 (2)	22 <1>	23 (2)	17	3.2
	土木	60 (2)	12	14 (2)	11 (1)	5.5	31 (1)	9	10 (1)	9 (1)	3.4
	建築	17	9 <1>	8	6	2.8	7	4	4	4	1.8
	機械	22 (1)	6	7 (1)	5	4.4	6	1	1	1	6.0
	電気	25 [1]	5	6 [1]	5 [1]	5.0	3	0	0	0	－
	造園	4	2	2	2	2.0					
	応用・ 工業化学	4	1	1	1	4.0	1	0	0	0	－
	医学物理										
保育職		1	0	0	0	－	3	0	0	0	－
司書職							1	1	1	1	1.0
学芸職		4	1	1	1	4.0					
薬剤職		3	1	1	1	3.0					
獣医職		1	1	1	1	1.0	1 [1]	0	1 [1]	1 [1]	1.0
栄養指導職		3				－					
衛生職		11	4	4	4	2.8	4 [1]	2	3 [1]	2	2.0
医療技術職	診療放射 線技師	8	0	0	0	－	3	0	0	0	－
	医療検査 技術者	8	0	0	0	－	1	1	1	1	1.0
	理学 療法士	2	0	0	0	－	1	0	0	0	－
	作業 療法士	1	0	0	0	－	1	0	0	0	－
	歯科 衛生士	1	0	0	0	－					
	臨床工学 技士	2	0	0	0	－					
看護保健職	保健師	4 [1]	2 <1>	2 [1]	2 [1]	2.0	2 (1)	1	2 (1)	1	2.0
	助産師										
	看護師	35	3	3	1	35.0	29	3	3	3	9.7
清掃職		1	0	0	0	－					
動物飼育職											
運輸職	運輸業務	8	0	0	0	－	23 (1)	4	5 (1)	3	7.7
	技術業務	9	2	2	2	4.5	6	0	0	0	－
学校事務職		2	0	0	0	－	1	0	0	0	－
合計		468 (18)[9]	132 <4>	152 (15)[9]	136 (13)[9]	3.4	179 (5)[2]	48 <1>	54 (5)[2]	43 (1)[1]	4.2
注1 < >内の数は、第2次試験受験延期制度適用者の数で内数…（ア） （ ）内の数は、第1次試験免除者の数で内数…（イ） []内の数は、第2次試験受験延期制度終了者の数で内数…（ウ） 注2 数値には転任を含む。 注3 「第2次試験受験者数」＝「第1次試験合格者数」－（第1次試験合格者のうち、コースⅣの種別の者で、口述試験を欠席した者）－（ア）＋（イ）＋（ウ）											

コースⅢ					コースⅣ					計				
受験者数 E (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 F (人)	合格倍率 E/F (倍)	受験者数 G (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 H (人)	合格倍率 G/H (倍)	受験者数 I (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 J (人)	合格倍率 I/J (倍)
					41 (3)	15	17 (3)	9 (1)	4.6	328 (20) ^[7]	120 (13) ^[7]	140 (17) ^[7]	120 (13) ^[7]	2.7
1	0	0	0	-	17	6	6	5	3.4	109 (3)	27	30 (3)	25 (2)	4.4
2	0	0	0	-	1	0	0	0	-	27	13	12	10	2.7
					1	0	0	0	-	29 (1)	7	8 (1)	6	4.8
					4 (1)	1	2 (1)	1	4.0	32 (1) ^[1]	6	8 (1) ^[1]	6 (1) ^[1]	5.3
					1	1	1	1	1.0	5	3	3	3	1.7
										5	1	1	1	5.0
1	0	0	0	-	21 (2)	15	16 (1)	12	1.8	26 (2)	15	16 (1)	12	2.2
					3	0	0	0	-	4	1	1	1	4.0
										4	1	1	1	4.0
					3	0	0	0	-	6	1	1	1	6.0
										2 [1]	1	2 [1]	2 [1]	1.0
					1	1	1	1	1.0	4	1	1	1	4.0
					3	0	0	0	-	18 [1]	6	7 [1]	6	3.0
					8 (1)	1	2 (1)	1	8.0	19 (1)	1	2 (1)	1	19.0
					10 (1)	1	2 (1)	1	10.0	19 (1)	2	3 (1)	2	9.5
					7	0	0	0	-	10	0	0	0	-
										2	0	0	0	-
1	0	0	0	-	1	0	0	0	-	3	0	0	0	-
										2	0	0	0	-
					7	3	3	3	2.3	13 (1) ^[1]	6 (1) ^[1]	7 (1) ^[1]	6 (1) ^[1]	2.2
					5	0	0	0	-	5	0	0	0	-
					40	4	4	4	10.0	104	10	10	8	13.0
					10	1	1	1	10.0	11	1	1	1	11.0
					3	0	0	0	-	3	0	0	0	-
					14	2	2	2	7.0	45 (1)	6	7 (1)	5	9.0
					2	0	0	0	-	17	2	2	2	8.5
					2	1	1	0	-	5	1	1	0	-
5	0	0	0	-	205 (8)	52	58 (7)	41 (1)	5.0	857 (31) ^[11]	232 (15) ^[11]	264 (27) ^[11]	220 (15) ^[10]	3.9

＜別表 23＞転任試験

試験の種類	申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	合格者		
				転任前	転任後	人数
第1類	66 人	64 人	22 人	労務職	行政職 (造園)	1 人
				運輸職	行政職 (機械)	3
免許資格職 (第1次試験 6月実施分)	4	4	0	—	—	0
第2類	1	1	0	—	—	0
免許資格職 (第1次試験 9月実施分)	2	2	1	行政職	司書職	1
計	73	71	23	5		

＜別表 24＞転任承認

転任前	転任後	申請者数	承認者数	承認回数
教 員	教育指導職	5 人	5 人	1 回
計		5	5	1